

。労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）（附則第三十三条関係）

改正案	現行
（金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇七（略） 八 有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。） 九〇十五（略） 一五の二 振替業 一六〇二十一（略） 三〇五（略） 6 第二項及び前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。	（金庫の事業） 第五十八条（略） 2 労働金庫は、前項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。 一〇七（略） 八 有価証券（第十一号に規定する証書をもつて表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等（<u>短期社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二条第二項（定義）に規定する短期社債等をいう。</u>以下この条及び次条第一項において同じ。）を除く。第十一号の二及び第十二号において同じ。）の売買、有価証券店頭デリバティブ取引（有価証券先渡取引を除く。）、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引（投資の目的をもつてするものに限る。） 九〇十五（略） （新設） 一六〇二十一（略） 三〇五（略） 6 第二項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

「短期社債等 次に掲げるものをいう。」	(新設)
イ 社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号（権利の帰属）に規定する短期社債	
ロ 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）第三十三条ノ二（短期商工債券の発行）に規定する短期商工債券	
ハ 信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第五十四条の三の二第二項（全国連合会の短期債券の発行）に規定する短期債券	
ニ 保険業法（平成七年法律第一百五号）第六十一条の二第一項（短期社債に係る特例）に規定する短期社債	
ホ 資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第八項（定義）に規定する特定短期社債（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律（平成十二年法律第九十七号）附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（平成十年法律第一百五号）第二条第六項（定義）に規定する特定短期社債（第二号の二において「旧特定短期社債」という。）を含む。	
ヘ 農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第六十二条の二第二項（短期農林債券の発行）に規定する短期農林債券	
ト六二（略）	
二（略）	

ト一（略）
二（略）

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債（旧特定短期社債を含む。）をいう。

三（略）

三の二 振替業 社債等の振替に関する法律第二条第四項（定義）の口座管理機関として行う振替業をいう。

三の三（略）

四（略）

7 13（略）

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 十三（略）

十三の二 振替業

十四 十九（略）

2 11（略）

12 前条第五項、第六項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項及び前項」とあるのは「前項及び次条第一項」と、同条第十三項中「第二項第十

二の二 特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債 それぞれ資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）第二条第三項、第四項、第七項又は第八項（定義）に規定する特定目的会社、資産流動化計画、特定社債又は特定短期社債をいう。

三（略）

（新設）

三の二（略）

四（略）

7 13（略）

第五十八条の二 労働金庫連合会は、前条第一項の業務のほか、次に掲げる業務及びこれに付随する業務を併せ行うことができる。

一 十三（略）

（新設）

十四 十九（略）

2 11（略）

12 前条第五項、第六項及び第十三項の規定は、労働金庫連合会について準用する。この場合において、同条第五項中「第二項第十一号」とあるのは「次条第一項第九号」と、「同項第十一号の三」とあるのは「同項第九号の三」と、同条第六項中「第二項」とあるのは「次条第一項」と、同条第十三項中「第二項第十四号」とあるのは

四号」とあるのは「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。 （労働金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 （略） 三 保険業法第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。） 四〃六 （略） 2〃6 （略）	「次条第一項第十二号」と読み替えるものとする。 （労働金庫連合会の子会社の範囲等） 第五十八条の五 労働金庫連合会は、次に掲げる会社（国内の会社に限る。第三項において「子会社対象会社」という。）以外の会社を子会社としてはならない。 一・二 （略） 三 保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項（定義）に規定する保険会社（以下「保険会社」という。） 四〃六 （略） 2〃6 （略）
--	--